

平成18年4月1日より、千葉県組織改正に伴い、当地区を担当していた「東葛飾地域整備センター柏整備事務所木地区事業室」が、新たに設置された「東葛飾地域整備センター流山区画整理事務所」に移転しましたのでお知らせします。なお、新事務所は以前千葉県企業庁流山建設事務所が使用していた建物を引き継いで使用しています。

千葉県東葛飾地域整備センター 流山区画整理事務所	総務課(木地区及び運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4500	…庶務・経理・物品購入等
	換地課(運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4504	…運動公園周辺地区の仮換地指定及び土地区画 整理法第76条申請等
	工務課(運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4508	…運動公園周辺地区の造成工事、調整池工事等
	管理移転課(木地区及び運動公園周辺地区担当) ☎04-7150-4502	…仮換地指定による補償等
	木地区換地課 ☎04-7150-4501	…木地区の仮換地指定及び土地区画整理法第76 条申請等
	木地区工務課 ☎04-7150-4503	…木地区の造成工事、調整池工事等

### 建築行為の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので『行為許可申請書』を提出してください。

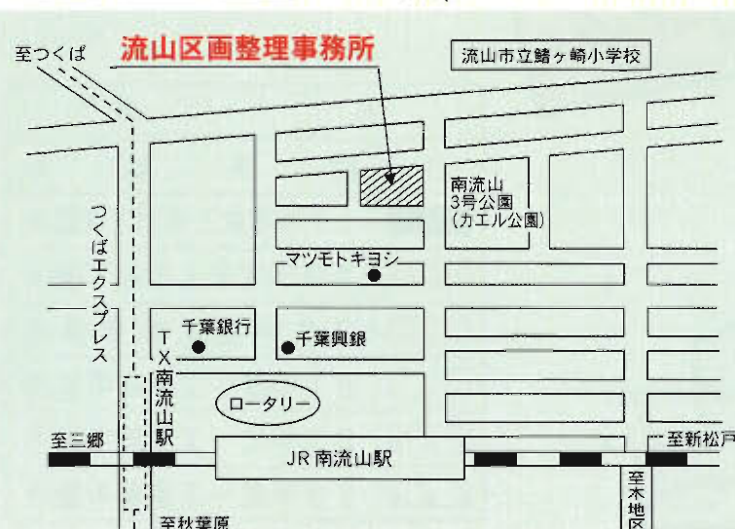
なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。(問い合わせ先:木地区換地課)

### 権利変動届出について

地区内の土地を売買・相続等により所有権の移転をした場合は、登記事項証明書を添付して、権利変動届を提出してください。また、借地権等の権利変動が生じた場合にも届出してください。

なお、様式については、流山区画整理事務所に用意してあります。(問い合わせ先:木地区換地課)

### 案内図



### 問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。  
※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いしております。

千葉県東葛飾地域整備センター  
流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地  
TEL 04-7150-4501  
FAX 04-7150-4506

## 流山木地区

# まちづくりだより



暑さが日ごとに増し本格的な夏を迎えようとしております。  
 この4月の県の組織改正に伴い、当本地区と運動公園周辺地区の両地区を担当する東葛飾地域整備センター流山区画整理事務所としてスタートしたわけですが、新たな気持ちで職員一同つくばエクスプレス沿線整備に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

さて、昨年度は、事業が千葉県住宅供給公社から千葉県に移管され、年度後半からは工事も本格化し、目にみえて進捗が感じられるようになりました。

今年度におきましては昨年以上の事業費が確保されましたので、引き続き調整池工事、宅地造成工事を進めてまいります。

今後も地元流山市をはじめとする関係機関と十分連携しながら、地権者の皆様方により一層信頼して頂けるよう事業を進めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 今後の整備計画についてのお知らせ

昨年4月、当地区の施行が千葉県住宅供給公社から千葉県に移管されたことに伴い、整備計画の見直しを行いました。

その整備計画を右記『整備予定図』にてお知らせ致します。

整備計画の作成にあたっては、平成26年度完了を目標とし、次のような事項を考慮して検討したものです。



### 基本的な考え方

- ①事業のスピードアップを最優先に考えました。
- ②地区内の浸水を防止するため、神明堀を挟んで両方向から雨水管の整備を進めます。

### 整備の進め方

- ①地区内の雨水排水をする上で必要となる調整池の整備を先行的に行います。
- ②雨水・汚水の幹線ルートである都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路上の家屋移転を優先的にを行います。
- ③都市計画道路にかかっている家屋を移転する上で、移転先の宅地造成を先行的に行います。
- ④事業全体を促進するため、事業費に充てる大規模にまとまった保留地の整備を急ぎます。

その結果、**当面3ヶ年を基本として**整備の方向を固め、概ね3ヶ年毎に見直ししていくこととし、整備計画を策定しました。

## 整備計画

- ①図面では直近3ヵ年（平成18～20年度）の整備区域を示しています。
- ②平成21年度以降の工事着手箇所については、概ねの着手時期を示していますが、まとまったエリアとして基盤整備が可能となったところから着手してまいりますので、着手時期は前後することがあります。

お示した『整備予定図』は、今後の予算の状況、建物移転の実施状況等により変更が生じる可能性があります。随時「まちづくりだより」等にてお知らせしてまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

## 整備予定図

- ①図面では直近三ヵ年（平成18～20年度）の整備区域を示しています。
- ②平成21年度以降の工事着手箇所については、概ねの着手時期を示していますが、まとまったエリアとして基盤整備が可能となったところから着手してまいりますので、着手時期は前後することがあります。

